令和7年度事業計画書

令和7年度 事業計画書

当協会は、平成24年度に公益財団法人中央果実協会に移行し、果実の安定的な生産出荷及び果樹農家の経営の支援に関する事業その他果実の生産から流通加工、需要拡大に至る各般の事業を行うこと等により、果実の需給の安定的な拡大と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与することを目的とする事業を実施している。

国内果樹農業の現状をみると、高品質な国産果実の国内ニーズは高く、輸出品目としてのポテンシャルも高い一方で、農家数の減少や高齢化等の生産基盤の弱体化により、生産量は減少しており、国内外の需要に十分対応できていない状況となっている。

こうした状況の下、果樹農業振興基本方針の見直しが行われており、令和7年4月に新たな基本方針が公表される予定となっている。これを受けた果樹対策についても、果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)の目標達成に向けた着実な実施が一層求められている。

こうした現状を打破し、将来にわたって持続可能な果樹農業を実施して行くため、果樹産地の労働生産性の向上及び新たな担い手の確保・定着を推進するための果樹労働生産向上等対策事業、省力樹形の導入等に必要な果樹苗木の生産や、一定程度を輸入花粉に依存している品目について国産花粉の安定供給を推進するための果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業、果実の需要に即した流通加工等の推進を図る果実流通加工対策事業、台風、降雹等の自然災害対策に対応する被害果実利用促進等対策事業等を実施する。

また、輸出の拡大や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした家庭内消費の拡大など需要構造が変化する中、新たな需要に対応する生産体制の構築を早急に進めていく必要があることから、果樹先導的取組支援事業を実施する。

さらに、一般社団法人日本青果物輸出促進協議会からの要請に応じて国産青果物の輸出促 進のための活動を支援する。

令和7年度に実施する事業の具体的内容は、以下のとおりである。

1 果樹対策事業の実施

(1) 果樹労働生産性向上等対策事業

①果樹経営支援等対策事業

ア 果樹経営支援対策事業

担い手の経営基盤の強化及び競争力の高い産地育成の加速化を図るため、産地計画に基づき、優良品目・品種への転換、小規模園地整備等の整備事業及び省力的園地への一斉改植、省力技術サポート支援等の推進事業を行う担い手、生産出荷団体、市町村等に対して、道県基金協会等が行う補助金の交付に対して補助する。

イ 果樹未収益期間支援事業

競争力の高い果樹産地の育成を強化するため、担い手等がアの果樹経営支援対策事業等により優良な品目又は品種への改植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間に要する経費の一部を、道県基金協会等が補助する経費を補助する。なお、平成24年度から、東日本大震災に伴い、福島県下で果樹の改植の取組により放射性物質の果実への移行低減に取り組んだ園地の所有者等を、本事業の支援対象者としている。

ウ 未来型果樹農業等推進条件整備事業

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系を導入する場合に、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組(継続地区)に要する経費に対して補助する。

エ 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、小規模園地整備や部分改植等の産地が行う新規参入者受入体制の整備や、果樹栽培に係る技能を有する人材を活用した新規参入者に対する技術指導や研修園地の管理等に要する経費に対して補助する。

②果樹農業調査研究等事業

果樹農業生産力増強総合対策事業が効果的、効率的に実施されるよう国内及び国外の果樹農業に関する情報の収集・提供を行うとともに、国産果実の普及啓発を行う。

(2) 果樹優良苗木·花粉安定確保対策事業

①苗木安定確保対策事業

ア 優良苗木生産推進事業

省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築、苗木生産に必要となる育苗ほの設置等に要する経費について補助する。

イ 果樹種苗増産緊急対策事業

醸造用ぶどう等の輸入苗木等を緊急的に確保するため、都道府県、市町村、産地協議会、試験研究機関等が連携し緊急的にぶどう等の輸入苗木を確保するための体制の構築、既存施設の隔離栽培施設への改修等に要する経費について補助する。

ウ 省力的苗木生産体制推進事業

省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、ポット苗栽培等の省力的な苗木生産条件の整備に要する経費について補助する。

工 苗木契約生産拡大支援事業

省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入に要する経費について補助する。

②花粉安定確保対策事業

なしやキウイフルーツ、りんご等の海外からの輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植や機械のリース導入等に要する経費について補助する。

(3) 果実流通加工対策事業

①中価格带 • 加工専用果実生産支援事業

国産果実について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者等のニーズを とらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト栽培技術の実証等 を行い、栽培マニュアル等を作成する者に対して、その経費について補助する。

②国産果実競争力強化事業

国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、かんきつ果汁を対象に部門別経営分析及び需要の調査、過剰な搾汁設備の廃棄、全ての国産果実を対象に製品・新技術の開発等を行う果実の生産出荷団体等に対して、道県基金協会が行う補助金の交付等に対して補助する。

また、健康への有益性に係る知識の普及や消費拡大に資する人材育成等に資するよう、消費拡大セミナーの実施、WEBを活用した啓発活動の実施など「毎日くだもの200グラム運動」推進の取組を行う。

③加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工・業務用等の果実の選別及び出荷体制の構築、加工専用園地を育成するための産地における加工・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証に要する経費について補助する。

(4)被害果実利用促進等対策事業

①果汁特別調整保管等対策事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う果実加工業者等に対して、果汁の製造に要する資金に係る金利の支払及び倉庫の保管料に要する経費等について補助する。

②自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

台風、降雹等の自然災害等により被害を受けた果実が大量に発生した場合に、当該被害 果実の加工利用促進及び区分流通又は被害果実及びその果実製品の利用促進を行う生産出 荷団体、加工業者等に対して一時貯蔵の実施等に要する経費について補助する。

(5) パインアップル構造改革特別対策事業

優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布とこれに必要な施設・機械の整備、優良 種苗の普及推進のための協議会の開催、生食用への転換等のパインアップル産地の構造改 革の推進等の事業を実施する果実の生産出荷団体に対して県基金協会が行う補助金の交付 等に対して補助する。

(6) 果樹先導的取組支援事業

(産地生産基盤パワーアップ事業(令和6年度補正予算))

需要の変化に対応するため、担い手となる先導的な農業者を対象として優良品目・品種への改植、新植及び未収益期間の幼木管理、小規模園地整備、高温対策資材の導入等の取組を支援するため、道県基金協会等が行う補助金の交付に対して助成する。

(注)本事業については、国において繰越の手続が行われることとなっており、繰越される ことを前提に作成している。

2 道県基金協会に対する指導等

果実等の生産出荷安定に関する事業、果樹経営支援対策事業等の適正な運営を図るため、業務運営協議会の開催等により道県基金協会への指導・情報提供等を行う。

また、果樹対策事業の円滑な実施に資するため、道県基金協会等に対し推進費を交付する。

このほか、学生等を対象とした食育セミナーの実施等食育推進の取組を行う。

さらに、一般社団法人日本青果物輸出促進協議会からの要請に応じ役職員を派遣するなど、 同協議会が実施する国産青果物の輸出促進のための次の活動等を支援する。

- ① 令和6年度品目団体輸出力強化緊急支援事業
- ② 令和6年度輸出環境整備緊急対策事業のうち 輸出先国における残留農薬基準の設定加速化委託事業
- ③ 専門家に相談対応等を委託

3 業務執行体制等の効率化

当協会の業務の動向や財務状況を踏まえ、業務執行体制等の効率化を図る。